

令和4年11月11日
保健福祉政策部
保健福祉政策課

世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定について

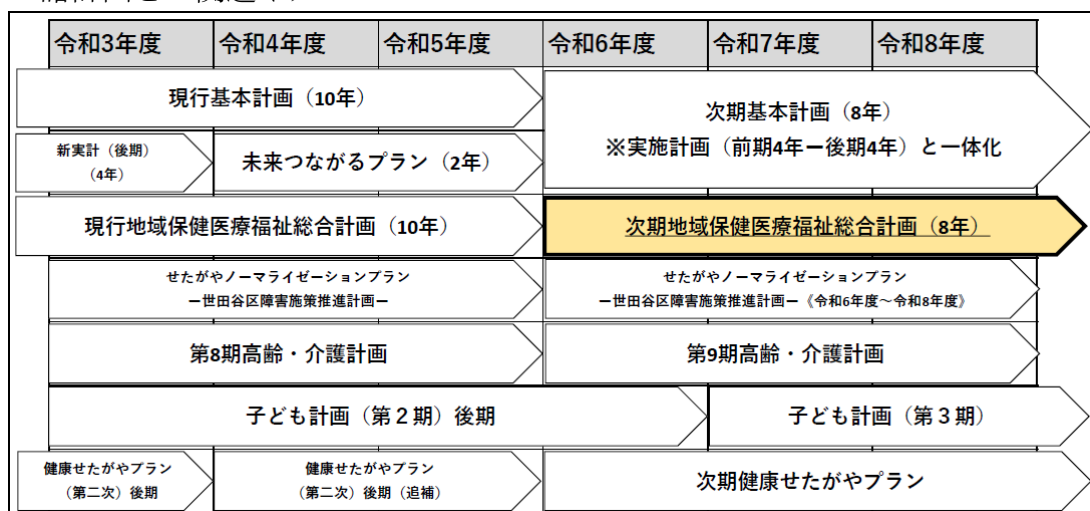
1. 主旨

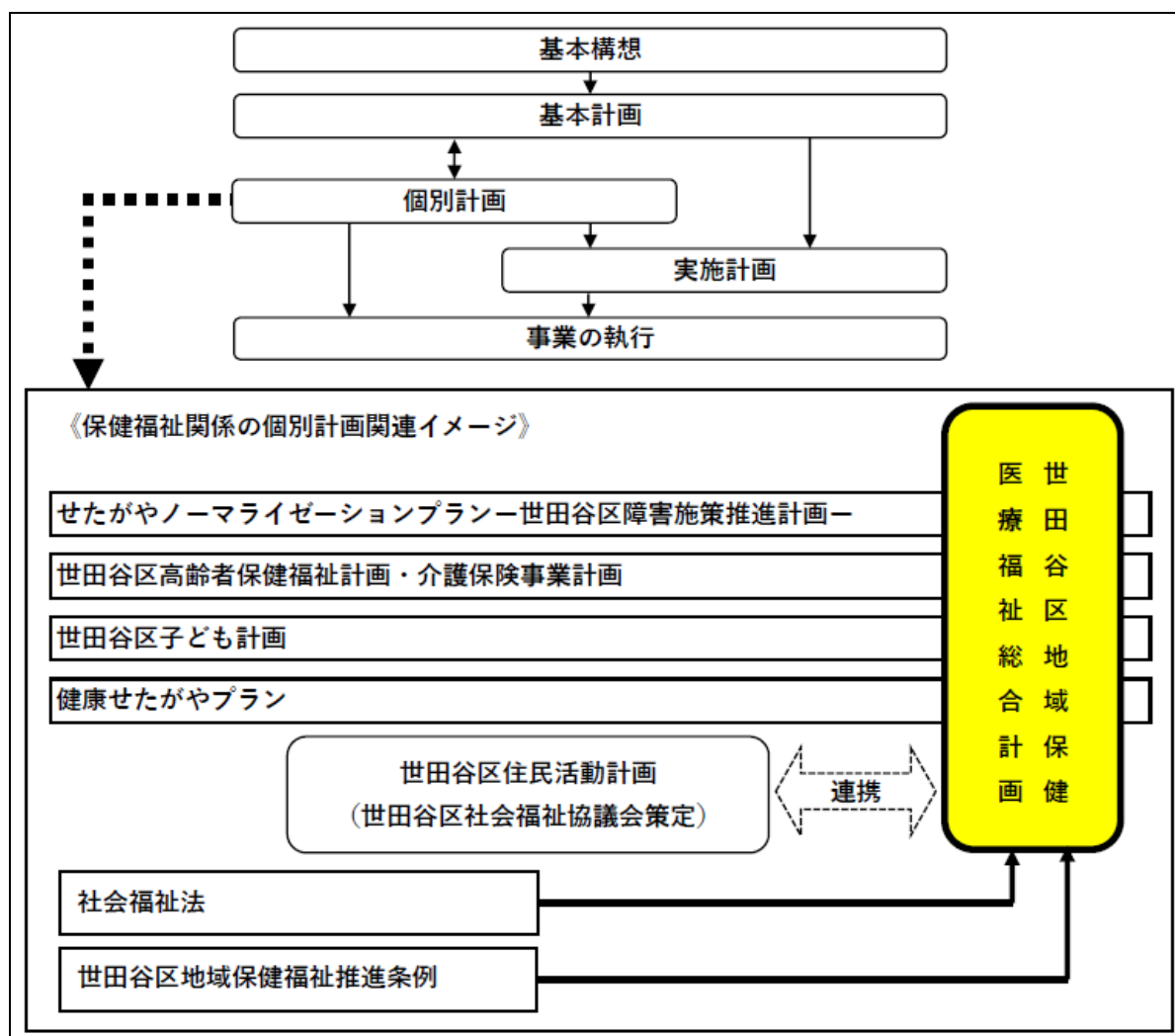
世田谷区地域保健医療福祉総合計画（令和6～13年度）を、世田谷区の保健、医療、福祉の各分野横断、共通の方向性を示す計画として、基本計画の検討に合わせて、策定に取り組むこととする。

2. 計画の位置づけ・諸計画との関連

- (1) 社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」とする。
- (2) 世田谷区地域保健福祉推進条例第16条の「推進計画」とする。
- (3) 世田谷区地域保健福祉推進条例第17条の「行動指針」とする。
- (4) 高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、誰もが地域で暮らしていく際に必要となる保健、医療、福祉の各分野の基本的な考え方を明らかにする計画とする。
- (5) 東京都の保健医療計画、地域福祉支援計画を踏まえた計画とする。
- (6) 各関連個別計画および世田谷区社会福祉協議会の「地域福祉住民活動計画」と連携を図る。
- (7) 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含する。

<諸計画との関連イメージ>





3. 計画期間

令和6年度から令和13年度までの8年間

(本計画の上位計画である基本計画と期間を整合させる。)

4. 計画の策定体制等

- (1) 世田谷区地域保健福祉推進条例に基づき、地域保健福祉審議会に計画策定にあたっての考え方や施策の方向性等について諮問する。
- (2) 庁内課長級で構成する総合計画策定委員会を設置する。
- (3) 庁内部長級、審議会学識経験者及び住民活動計画策定委員等で構成する研究会を設置する。答申原案作成等にあたっての助言をしていただき、意見交換を行う。
- (4) 議会のご意見をはじめ、パブリックコメントやシンポジウム等を通して、区民、事業者および関係団体等のご意見をいただき、審議会答申を踏まえて計画策定を行う。

5. 今後のスケジュール（予定）

令和4年11月16日	地域保健福祉審議会へ諮問
令和5年 4月	地域保健福祉審議会の中間答申
9月～	パブリックコメント、シンポジウム等
10月	地域保健福祉審議会の答申
令和6年 2月	計画案作成
3月	計画策定